

2、PTA賠償責任保険

保険金額
PTA活動に伴う賠償責任補償 対人 1名につき1,000万円 1事故につき 1億円 対物 1事故につき500万円
受託物賠償責任補償 対物 加害会員1名につき 10万円 保険期間中限度額 3,000万円
児童・生徒賠償責任補償 対人対物共通 1事故につき 1,000万円

(1)管理者賠償責任補償条項

A. PTA活動の遂行に伴う賠償責任(施設賠償責任)

PTAが企画、立案し、主催する各種学習活動および実践活動(PTA活動)の遂行(保険証券記載の施設の所有・使用・管理を含みます。)中、被保険者以外の第三者(PTA会員を含みます。)に与えた身体の障害または財物の滅失、き損、もしくは汚損(以下「損壊」といいます。)につき法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

B. 受託者賠償責任

PTAが具体的に活動するにあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受けて実施することがあります。この場合、PTA団体の管理下において使用、管理している間に被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒がスポーツ用具等の借用物を損壊し、また紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(2)児童・生徒賠償責任補償条項

PTA管理下、管理下外を問わず、PTAの児童・生徒の行為を起因して被保険者以外の第三者に与えた身体の障害または財物の損壊につき、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

上記は、従来の個人賠償責任特約と比較して

- ・個人住宅の所有、使用、管理に起因する賠償事故を補償しません。
- ・被保険者の範囲をPTAの児童・生徒、PTAの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者に限定しています。

等のことにより、保険料水準が低廉となっています。

〈免責〉 普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合)掲げる賠償責任のほか次のものが主な免責となります。

(1)管理者賠償責任補償条項

- PTAが所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- 自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- PTAの占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- PTAが借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- PTA活動終了後におけるPTA活動以外の活動に起因する賠償責任。なお、普通保険約款第4条第4号(管理下中の損壊を免責とする条項)の規定は、PTAが借用するスポーツ用具等の受託については適用されないこととなっています。

(2)児童・生徒賠償責任補償条項

- A. 被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- B. 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- C. 自動車、航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任